

登校に関する意見書の提出について（お願い）

本校では、以下の感染症に罹患した生徒について、学校保健安全法により出席停止（欠席日数に数えない）とし、感染の恐れがなくなるまでに休養をとっていただくことになっています。

以下の感染症に罹患した場合は、登校に関する意見書に医療機関で記入していただき、登校が可能になりましたら、学校へご提出ください。よろしくお祈りいたします。

学校保健安全法で定められた感染症		
種別	感染症名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス（COVID-19）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ除外）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで（発症日翌日、解熱日翌日を1日目と数えます。）
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	治癒後、または病状により医師において感染の恐れがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	
その他の感染症	感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症）マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症 等	※原則、出席停止にはなりません。本校での流行の状況等により、出席停止になる可能性がある疾病です。医療機関で意見書に記入してもらう前に保健室までお知らせください。

登 校 に 関 す る 意 見 書

【 年 組名前 さんは、【診断名】のため

【 月 日 ～ 月 日まで】静養中でしたが、

診察の結果、【 月 日】からの登校を許可します。

年 月 日

医療機関名

担当医師名

印